

避難指示の解除について

- ・双葉町・大熊町・富岡町において、「帰還困難区域」の一部地域の避難指示を初めて解除
- ・双葉町の避難指示解除準備区域を解除、**全ての居住制限区域と避難指示解除準備区域が解除された。**
- ・残りは帰還困難区域だけとなった。**特定復興再生拠点区域の全域解除に向けて、準備を進めている。**

●居住制限区域・避難指示解除準備区域の解除の経緯・居住状況

解除日	居住者数	時点
2014年 4月 1日: 田村市	227人(84%)	2020年2月29日
2014年10月 1日: 川内村 (一部)		
2015年 9月 5日: 楡葉町	3,927人(58%)	2020年2月29日
2016年 6月12日: 葛尾村	331人(28%)	2020年3月1日
2016年 6月14日: 川内村	2,054人(80%)	2020年3月1日
2016年 7月12日: 南相馬市	4,218人(52%)	2020年2月29日
2017年 3月31日: 飯館村	1,412人	2020年3月1日
川俣町	351人(46%)	2020年3月1日
浪江町	1,238人	2020年2月29日
2017年 4月 1日: 富岡町	1,212人	2020年3月1日
2019年 4月10日: 大熊町	156人	2020年3月1日
2020年 3月4日: 双葉町	—	

●特定復興再生拠点区域の状況

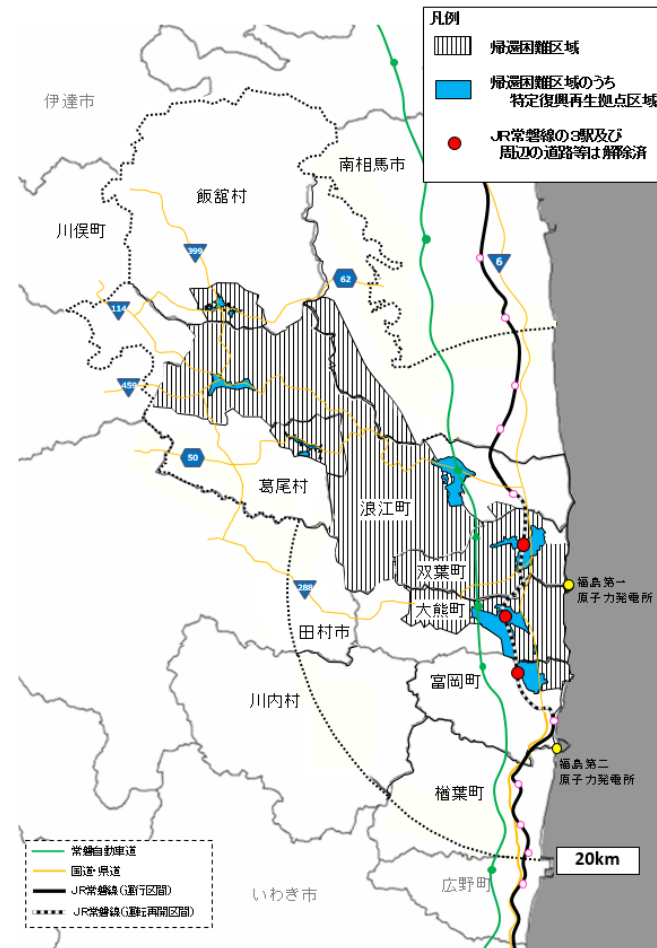
2022年春 双葉町、大熊町、葛尾村について避難指示解除
 2023年春 浪江町、富岡町、飯館村について避難指示解除
 ※拠点区域外についても、引き続き方向性の検討を進める。

(2013年8月区域設定時)

(2020年3月時点)

避難指示区域からの避難対象者数	約8.1万人	区域設定時から 約6年8か月	約2.2万人 (約5.9万人減)
避難指示区域の面積	約1,150km ²		約340km ² (約810km ² 減)

(注)避難指示区域からの避難者数は、市町村からの聞き取った情報 (それぞれ、平成25年8月時点、令和2年3月時点の住民登録数) を基に、原子力被災者生活支援チームが集計。



出所：居住者数・居住世帯数は各自治体調べ。%はそれぞれの時点における住民登録数に対する割合。田村市、葛尾村、南相馬市、飯館村、川俣町、浪江町、富岡町、大熊町については、旧避難指示解除準備区域・居住制限区域の数値。川内村、楡葉町は半径20km圏外を含む全域の数値。